

墨田区行財政改革推進会議に関する要綱（登載省略要綱）

平成17年4月26日
17墨企企第1号
改正 平成23年3月7日
22墨企企第504号
改正 平成25年5月1日
25墨企企第63号
改正 令和3年4月1日
3墨企行第25号

（趣旨）

第1条 行財政改革計画に基づく行財政改革の推進に関して、区民等の視点から意見を広く求め、もって効率的な行財政運営及び行政サービスの向上に資することを目的として墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、区長に対して意見を述べるものとする。

- （1）行財政改革実施計画の実施状況に関すること。
- （2）行財政改革推進に関する計画に関すること。
- （3）その他区長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次のいずれかに該当する者のうちから、区長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）区内に在住、在勤又は在学する満20歳以上の者で、地域、職業等を考慮して、区長が適当と認めるもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者

3 区長は、委員を区民等から公募することができる。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解職）

第5条 区長は、委員が次のいずれかに該当したときは、当該委員を解職することができる。

- （1）第3条第2項第2号の委嘱要件に該当しなくなったとき（同号に掲げる委員に限る。）
- （2）本人が辞退を申し出たとき。
- （3）第2条各号に掲げる職務を遂行することができなくなったとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の互選により選出する。

- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が不相当と認めるときは、公開しないことができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、推進会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議（以下「書面会議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議（以下「オンライン会議」という。）により会議を開催することができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、企画経営室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、企画経営室長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。